

令和6年第1回知内町議会臨時会

- ◎ 招集年月日 令和6年1月24日(水)
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 令和6年1月24日(水) 午前 9時32分
- ◎ 閉会日時 令和6年1月24日(水) 午前10時31分

◎ 出席議員

1番	成澤五郎	7番	五十嵐捷爾
2番	笠松悦子	8番	木村一
3番	松井盛泰	9番	谷口康之
4番	城地秀樹	10番	伊藤政博
5番	山田顕人		

- ◎ 会議録署名議員 3番 松井盛泰 5番 山田顕人

- ◎ 欠席議員 6番 吉田峰一

◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町	長	西山和夫	
副町	長	大野樹	
総務課	長	森永茂	
生活福祉課	長	高田正志	
保健センター	長	(高田正志)	
地域包括支援センター	長	笠松さおり	
産業振興課	長	南一貴	
産業振興課	参事	西野俊一	
政策調整課	長	三原知明	
建設水道課	長	澤田浩一	
建設水道課	主幹	牧野覚	
教	育	長	堂下則昭
教育委員会	事務局	長	谷川将之
スポーツセンター	長	(長谷川将之)	
学校給食センター	長	(長谷川将之)	
代表監査委員		西内貞治	

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局	長	上野真吾
議事	係	高田貴明

令和6年第1回知内町議会臨時会議事日程

(第1号)

令和6年1月24日(水) 午前9時32分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 3番、松井盛泰君、5番、山田顕人君
第 2		会期の決定について
第 3		議長の諸報告
第 4		専決処分の承認を求めることについて
第 5	承認第 1号	令和5年度知内町一般会計補正予算(第8号)について
第 6	議案第 1号	知内町手数料徴収条例の一部改正について
第 7	議案第 1号	福祉バスの購入について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長 (伊藤政博)

おはようございます。

令和6年第1回臨時会にお集まりいただきまして、ご苦労様です。

欠席通告のあった議員は、6番、吉田峰一君であります。

只今の出席議員数は、9人です。

定足数に達していますので、令和6年第1回知内町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議 長 (伊藤政博)

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、松井盛泰君及び5番、山田顕人君を指名します。

● 会期の決定について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第2、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

● 議長の諸報告

◎ 議長 (伊藤政博)

次に日程第3、『議長の諸報告』を行います。

令和5年第4回知内町議会定例会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職・管理職員の出席状況については、皆様のお手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

◎ 議長 (伊藤政博)

只今、町長から今臨時会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。これを許します。

町長。

◎ 町長 (西山和夫)

皆さんおはようございます。

議員の皆様には、大変お忙しい中、令和6年第1回知内町議会臨時会にご出席頂きまして、ありがとうございます。

今議会に上程させて頂いておりますのは、承認1件、議案3件であります。

承認第1号の専決処分の承認を求めることについては、ふるさと納税寄附金関連予算に不足が見込まれることから、必要な予算を1月11日付けで専決したものであります。

令和5年度知内町一般会計補正予算(第7号)で、歳入歳出それぞれ3,100万円を追加し、総額を51億1,705万9千円とするものであります。

議案第1号の令和5年度知内町一般会計補正予算(第8号)については、歳入歳出それぞれ1億4,383万4千円を追加し、総額を52億6,089万3千円とするものであります。補正の主な内容は、総務費他ふるさと納税寄附金関連予算で8千万円、土木費のサンナス橋架替仮道設置工事で2,900万円の追加が主なものであります。

議案第2号の知内町手数料徴収条例の一部改正については、戸籍法の一部改正に伴う制令に準じて町の手数料徴収条例の一部を改正し、新たな手数料等を定めるものであります。

議案第3号の福祉バスの購入については、1月19日に入札を実施したことから、議会の議決にすべき契約及び財産の習得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。議案の内容につきましては、各担当課長の方から説明をさせて頂きますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

● 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第4、承認第1号、『専決処分の承認を求めることについて』を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

議案の3ページをお開き願います。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

次のページです。専決処分書。令和5年度知内町一般会計について、予算補正の必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕が無いので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決する。

記、令和5年度知内町一般会計補正予算（第7号）について。

令和5年度知内町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億1,705万9千円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分日は令和6年1月11日で、今回の専決処分は、ふるさと納税寄附金の増に伴いふるさと納税謝礼特産品購入費及び送料、事業委託料等の不足に対応するものです。

歳出から説明しますので、8ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、11目自治振興費に3,100万円を追加し、3億4,046万7千円とするものです。これは10節需用費から13節使用料及び賃借料まで、ふるさと納税にかかる謝礼特産品購入費及び送料、事業委託料、システム利用料等を追加、広告料を減額するものです。

次に歳入の説明をしますので、7ページをお開き願います。17款1項1目寄附金に3100万円を追加し、4億7,601万円とするものです。1節寄附金に歳出に対応したふるさと納税寄附金を追加するものです。説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出、一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

自治振興費のこれ歳出分かるんですけども、広告料300万円減額してますよね。この部分は必要無くなったということ、それとも制度が変わって50%以内に抑えるという形の部分なのか、その辺どうですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎ 政策調整課長（三原知明）

ご説明します。議員仰ったとおり2つの意味がありまして、的確な時期に的確な広告をある程度打ち終わったと、メインとなる広告の時期というのがやはり年末になってきますので、そこで発生した残額を今回減額しています。あと意味合いとしては仰ったとおり10月から総務省の方でふるさと納税の制度の厳格化ということで、50%ルールが求められていますので、出来るだけ経費の方を圧縮するという意味合いもございます。以上です。

◎ 9 番（谷口康之）

分かりました。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、承認第1号を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

● 議案第1号 令和5年度知内町一般会計補正予算（第8号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第5、議案第1号、『令和5年度知内町一般会計補正予算（第8号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

議案第1号、令和5年度知内町一般会計補正予算（第8号）について。

令和5年度知内町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,383万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億6,089万3千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正です。第2条繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

歳出の方からご説明しますので、20ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費に87万円を追加し、4,925万7千円とするものです。11節需用費に庁舎屋上点検タラップの修繕費を追加するものです。

次に21ページです。4目財政調整基金費に2,488万円を追加し、2億8,508万円とするものです。24節積立金でふるさと納税寄附金の増に伴い、ふるさと創生事業基金積立金を追加補正するものです。

次に22ページです。11目自治振興費に3,662万円を追加し、3億7,708万7千円とするものです。18節負担金補助及び交付金で事業費確定によりイベント出展料の減額。10節需用費から12節使用料及び賃借料までふるさと納税寄附金の増に伴い、謝礼特産品購入費及び送料、事業委託料を追加。14節使用料及び賃借料でシステム利用料等を減額するもので、詳細につきましては説明資料5ページを後程ご参照下さい。

以上で総務課、政策調整課関係の説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎ 議長（伊藤政博）

次に生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

23ページをご覧下さい。2款総務費、3項1目戸籍住民登録費に267万3千円を追加し、1,809万5千円とするものです。12節委託料に戸籍附票システムの改修の為の委託料を追加するものです。昨年12月の定例会において戸籍に読み仮名を付し、行政手続きのデジタル化を進めていく為に必要な改修予算を補正させて頂きましたが、その改修に付随する改修となっております。

次に24ページです。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に1,753万2千円を追加し、2億390万3千円とするものです。11節役務費から18節負担金補助及び交付金に低所得世帯臨時特別給付金事業及び低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業にかかる経費を追加するものです。これらについて説明資料にて説明しますので、資料の8ページをご覧願ひします。

知内町低所得世帯臨時特別給付金支給事業です。概要ですが、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への負担が大きい低所得世帯に対し、1世帯当たり10万円の支援給付を実施するものです。対象者は、基準日である令和5年12月1日において、当町に住民登録があり令和5年度の住民税均等割のみ課税である世帯です。140世帯を見込んでおります。事業費は11節役務費から18節負担金補助及び交付金まで合計1,451万9千円、財源は全て国・道支出金となります。

説明資料次のページをお願いします。知内町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業です。概要ですが、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への負担が大きい低所得の子育て世帯に対し、子ども1人当たり5万円の支援給付を実施するものです。対象者は、基準日である令和5年12月1日において当町に住民登録があり、令和5年度の住民税非課税世帯及び均等割のみ課税である世帯です。32世帯60人を見込んでおります。事業費は11節役務費及び18節負担金補助及び交付金で合計301万3千円、財源は全て国・道支出金となります。

議案に戻り、25ページをご覧願ひします。続きまして4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費に17万円を追加し、656万1千円とするものです。18節負担金補助及び交付金に木古内火葬場利用負担金として、17万円を追加するものです。人事院勧告に伴う職員給与の増加分です。

次に26ページです。5目保健医療総合センター管理費に400万円を追加し、2,96

1万1千円とするものです。14節工事請負費に空調設備設置工事費として追加するものです。尚、エアコンの設置台数は2台となっており、設置場所等につきましては、説明資料の10ページに掲載しておりますので、ご参照下さい。

次に27ページです。2項1目清掃費に751万9千円を追加し、1億7,602万2千円とするものです。18節負担金補助及び交付金に渡島西部広域事務組合負担金の追加分として、昨年11月に福島町の衛生センターリサイクルプラザ内において火災によって破損した破砕物搬送コンベアの修繕費を追加するものです。以上で生活福祉課関連の説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

次に産業振興課長。

◎ 産業振興課長（南 一貴）

産業振興課関係の補正予算についてご説明申し上げます。議案の28ページ目をお開き下さい。

6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費でございます。こちらの補正額はこの度は0円となっておりますが、財源内訳の補正になります。特定財源である道支出金に8万円を追加し、一般財源を8万円減額するものでございます。これはですね、この度北海道が春期管理捕獲支援事業として事業化したことから、既存予算である有害駆除謝金の425万2千円の財源の一部にこの補助金をあてることから、財源内訳を補正するものでございます。

説明資料の産業振興課の関係の12ページ目をご覧ください。

それですね、大変申し訳ございません。事業費の内訳が一部訂正となっておりますので、タブレットの方の画面上で訂正後のですね、内容を見せておりますので、そちらの方をご覧頂いた上で私の方から説明させていただきます。

それではですね、説明資料の方でございますが、まずですね、ヒグマの春期管理捕獲事業でございます。こちらについてなんですけど、1990年以降規制されてきました残雪期の春熊の捕獲についてなんですけど、この度北海道の方で事業化されました。それで概要でございます。近年人への警戒心の薄いヒグマが人里に出没している状況が見られ、またヒグマ出没時に出動する熟練した捕獲従事者の減少高齢化によるヒグマに対応できる人材の確保が課題となっている。これらの課題に対応する為、比較的安全に捕獲圧をかけることができる残雪期に許可捕獲を行い、人里周辺に生息・繁殖する個体の低密度化を図り、また人への警戒心を持たせることで、人里への出没を抑制するとともに、ヒグマ対策に必要な人材の育成を図る目的の概要となっております。

事業の内容でございます。まず実施者については、こちらベテランハンターと経験の浅いハンターと載せておりますが、ベテランハンターと経験の浅いハンターの組み合わせで実施していく方向で今現在検討しております。それと実施の期間でございますが、令和6年の2月1日から3月31日までの予定でございます。補助対象にかかる補助金の単価等でございますが、捕獲奨励金については4万5千円及び出動謝金については5千円でございます。

あとこちらの活動にかかる事業範囲でございますが、北海道の指針に基づきまして人里隣接区域ということで生活圏から概ね10km圏内での活動ということで見込んでおります。それで事業費でございます。こちら財源の内訳を載せておりますが、先程申し上げましたとおり、この事業費が一部訂正となっておりますので、事業費が16万円、そして財源内訳にな

りまして道費が8万円、そしてその他一般財源として8万円ということで、今回見込んでおる状況でございます。

続いてなんですけど議案に戻りまして、議案の29ページ目をご覧ください。

7款商工費、1項商工費、6目健康保養センター管理費に77万円を追加し、2,462万7千円とするものです。これは10節需用費に、こもれば温泉の修繕費として77万円を追加するものです。こちらについてなんですけど、発泡浴槽用ブロワーポンプが現在故障により使用できない状況となったことから、緊急的に修繕が必要となり今回補正するものでございます。詳細については説明資料の13ページ目に記載しておりますので、後程ご確認頂ければと思います。産業振興課関係の補正予算の内容の説明については以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

次に建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

次に建設水道課関係の補正予算についてご説明致します。議案の30ページをご覧ください。

8款土木費、2項道路橋梁費、3目橋梁維持費に2,900万円を追加し、5,359万5千円とするものであります。内容と致しましては14節工事請負費に2,900万円を追加するもので、これは現在進められております中の川河川改修事業に伴う整備工事であり、来年度から2ヵ年で実施致しますサンナス橋架替工事に先立ち迂回路としての仮道仮橋を設置する為のサンナス橋架替仮道設置工事費として、2,900万円を追加するものであります。詳細の位置図及び平面図につきましては、説明資料の15ページに記載してございますので後程ご参照願います。以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

次に教育委員会事務局長。

◎ 教育委員会事務局長（長谷川将之）

続きまして教育委員会関係の補正予算についてご説明致します。31ページをお開き願います。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費に1,850万円を追加し、1億4,609万円とするものです。内容は24節積立金に、ふるさと納税寄付金増による教育振興基金積立金の追加補正です。

次に32ページです。2項小学校費、1目学校管理費に90万円を追加し、9,819万6千円とするものです。内容は小学校、中学校の校長及び教頭住宅にエアコンを設置するものです。これは教員の働き方改革により、現在は校長、教頭であっても町外から通勤が認められております。町としましては、管理職には町に居住をお願いしたいところではありますので、居住環境を改善してこれまで通り町内居住を継続して参ります。小学校分の90万円につきましては、知内小、涌元小の校長、教頭住宅4件分となります。尚、設置するエアコンは8畳タイプの物となります。

次に33ページです。3項中学校費、1目学校管理費に40万円を追加し、3,550万6千円とするものです。こちらは中学校の校長、教頭住宅2件分の費用になります。尚、高校の管理職住宅につきましては、来年度住宅改修を予定しておりますので、来年度取り付ける方向で検討しております。以上詳細につきましては、説明資料の17ページをご参照下さい。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

続いて歳入繰越明許費の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

続いて歳入についてご説明しますので、13ページをお開き願います。

10款1項1目地方交付税に1,578万7千円を追加し、19億94万1千円とするものです。これは只今ご説明しました歳出に対応して追加するものです。

次に14ページです。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目土木費国庫補助金に139万9千円を追加し3,394万8千円とするものです。4節道路更新防災等対策事業国庫補助金で歳出で説明しましたサンナス橋架替仮道設置工事に対応した追加補正です。

次に15ページです。2項国庫補助金、3目民生費国庫補助金に1,753万2千円を追加し、2,457万8千円とするものです。11節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、歳出で説明しました低所得世帯臨時特別給付金と低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に対応した追加補正です。

次に16ページです。4目総務費国庫補助金に267万3千円を追加し、1億3,867万1千円とするものです。1節総務費国庫補助金で戸籍附票システム改修事業委託料に対応した追加補正です。

次に17ページです。15款道支出金、1項道負担金、2目土木費道負担金に2,636万3千円を追加し、3,181万8千円とするものです。1節土木費道負担金で歳出で説明しましたサンナス橋架替仮道設置工事に対応した追加補正です。

次に18ページです。2項道補助金、3目農林水産業費道補助金に8万円を追加し、1億1,257万とするものです。2節林業費道補助金で歳出で説明しましたヒグマ春期管理捕獲事業に伴う追加補正です。

次に19ページです。17款1項1目寄附金に8千万円を追加し、5億5,601万円とするものです。1節寄附金で、歳出で説明しましたふるさと納税寄附金の増に伴う追加補正です。

続きまして12ページをお開き願います。繰越明許費の補正です。追加で先程歳出補正で説明しました保健医療総合センター空調設備設置工事とサンナス橋架替仮道設置工事については、工期の関係から次年度へ繰越するものです。

福祉バス購入費については、バス納入事業者において応札する用意が整い1月19日に入札を終えたところですが、納入までに約9ヵ月を要するため次年度へ繰越するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出、繰越明許費、一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、山田君。

◎ 5 番（山田顕人）

説明資料5ページでふるさと納税の関係でちょっとお聞かせ願います。今、中段の方で令和4年と令和5年の納税額載ってます。10月から12月、令和5年を見ると4億4,50

0万円と2億円程前年度よりも上がって大変喜ばしいことだと思っているんですけども、今1月から3月、見込みって書いていますけども令和4年度の部分は確定だと思うんですけどもね。1月から12月、令和4年度を見ますと2億8,500万円、12月までが2億6千万円と、2千万円程の1月から3月は納税額だと思うんです。今、令和5年度になると1億程の開きがあるんですよ。それって見込みなのか若しくは1月の中くらいまでに幾らか納税があったものなのか、その辺ちょっとお聞かせ願います。

◎ 議長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎ 政策調整課長（三原知明）

ご説明します。現時点です、今年度の納税額は4億6,500万円程になっています。例年ですと、1月2月3月、1千万円強ずつ位なんですけども、ちょっと今年の経過なども見ているとちょっと延びそうだなというふうに考えていますので、5億4千万円までという形で積ませて頂いています。

◎ 議長（伊藤政博）

5番、山田君。

◎ 5番（山田顕人）

分かりました。1千万円、2千万円位ひと月大体1千万円までいくのかなというような気もしない訳でもないんですけども、少し余裕を見て予算を持っているということで確認してよろしいでしょうか。分かりました。

◎ 議長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

7番、五十嵐君。

◎ 7番（五十嵐捷爾）

説明資料のですね、12ページにありますヒグマの春期管理捕獲事業のことについてお尋ねします。テレビのニュースでも今やってますけども、この時期熊が出る訳がないということだったんですけども、あちこちで何箇所か熊の足跡が発見されているということで危惧されているところです。それで春期の捕獲も大変良いことなんですけども、町でもですね近くに熊があちこち出ましたよね。防災無線でもでましたけれど、それに対する対策として例えばですね、熊予防のスプレーを希望者というか、町5割負担で対応するとかということは、できませんでしょうか。今、町内の総会があるんですけども、熊対策のこと多分出ると思うんですよ。町としてもそういう対策があるかどうか、これからできるかどうか。熊が出た所の希望者の対象になると思うんですけども、町で昔は1万円くらいかかったんですけど、今値段ちょっと分からないでごめんなさいね。その半額を町負担で希望者に対応すると、あてるといふこと考えられませんかでしょうか。意見をお聞かせ下さい。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（南一貴）

ご説明致します。今です、令和6年度の予算ヒヤリング等やりまして、まず令和6年度の予算のですね、内容について一部説明させていただきますが、昨年9月から11月にかけて熊の出没情報が頻繁に見受けられたということで、まずは児童生徒に対する支援ということで、

今回も議論させて頂きました。その内容についてなんですけど、認定こども園の児童から小中学生を対象にして、まずは自己防衛策として熊鈴の配布、あと学校と認定こども園に対して熊スプレアの配置及び来年度のですね、8月位に講師を招いて講習会を開く予定ということで、まずそちらの方、当初予算の方で今提案させて頂く予定となっております。ただ今後なんですけど、その住民に対する支援というのはちょっと令和6年度当初の時点では、ちょっと検討は正直してないものですからちょっとその部分はですね、状況を見ながら内部で協議した上で予算化するどうかは、ちょっと検討する必要があるのかなということで考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、五十嵐君。

◎ 7 番（五十嵐捷爾）

対策を考えているということで、安心しましたけれども、皆さんにですね、そういう対策をやりやすいように町としても支援する対応で後で考えるということだったんですけど、是非町の対策でせめて半分位対応して、希望する方に斡旋するという対策を是非とって頂きたいと思います。終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

2番、笠松君。

◎ 2 番（笠松悦子）

同じくヒグマ対策についてちょっとお尋ねしたいんですけども、今そういうスプレーとかも大事だと思うんですけども、去年なんかよく出た経過を聞きますと、線路跡地の所をうまく逃げて歩いたんじゃないかという話も良く聞かれてました。それとあと河川敷にも熊が隠れているとか、そういうことも聞かれますのでね。そこを環境整備を考えながら、草刈りとか、そういう草の除草、熊が隠れる場所が無いようにするようなそういう対策等をお考えなんでしょうか。実は札幌市内にもよく熊の話が出てましたよね。そしたら学生さんとその住民とが一緒になって周辺の草刈りをしたとか、そういう話も良くテレビで放送されていきましたので、やっぱり隠れる場所が無いような、そこを歩いてたらずすぐ見つけられるような、そういう対策の為と、また環境を考えるということで、そういう町の草刈りとかそういう茂った所も無くするような対策をかねて一緒にやってみるということを考えて頂きたいなと思うんですけども。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（南 一貴）

ご説明致します。先程の質問等の兼ね合いもありまして、令和6年度の予算の議論の中でも市街地と熊の生息区域の環境におけるですね、そういった環境整備についてもこちら予算議論の中では出ております。その中でまず令和6年度の予算の関連ではございますが、昨年多くの出没が多かった、まず令和6年度予算の関連なんでこの場でちょっと説明するというのもどうかと思うんですけど、まず今の時点で計画として考えているのは、スキー場周辺とコロナイ川付近ですね、認定子ども園周辺の部分を中心になんですけど、緩衝帯の整備等を予定している状況でございます。ただ河川敷における雑木なりっていう部分に関しては、知

内川等についてはこちらあくまでも北海道の管理区域でございます。町としてもそうした部分は要望をあげますが、北海道の捉え方としてですけど、恐らくあくまでもやっぱり計画的に予算をつけて、例えば雑木なり支障木の伐採ってというのがこれまでも進めてきている経過がございます。ですから、町としてそういった部分に対して河川敷での出没状況も多いものですから、そういった部分に関して支障木なり、そういった部分の熊の生息域にならないような対策を打って頂きたいということは町の方からも要望していく必要があるのかなということ考えております。

あと町内会館でも昨年ですけど、湯の里町内会館の周辺、こもれば温泉そういった部分でも昨年は目撃情報がありましたので、そういった部分も周辺のですね、緩衝帯の整備ということ今考えている状況でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

3番です。皆さんの話聞いていますと、ちょっと熊の事あまりにも知らなすぎるなど、担当者も含めて。まず、去年千軒で被害のあった時、鈴は付けてました、スプレーも全部持ってました。しかし、熊が目の前に来た時は既に遅いんですよ。こういうような実態なの。それと今の熊というのは以前と違って冬眠する熊が非常に少なくなった。何故なのかよく分かりませんが、一説によれば熊というのはもとの熊は自分で冬眠する穴を掘ったけど、今の熊は今まで掘ってた穴の中に入った。その穴が少なくなったということ。更に熊が増えたのは今まで春熊の駆除を全くしていなかった。これが大きな原因なんですよ。ようやくでしょ、今年あたりから春熊やりましようってなってきた。こういうことをもう少しね、解決策というのは非常に難しいと思う。けども、もう少し実態を実際熊と対応した人達とよく協議を重ね合いながら、実態を把握した方がいいですよ。いろんな点を使ってやるということとは分かるけれども。

それから先月ですか、農協青年部と議会と懇談会やった時にやっぱり熊の話が出ました。草を刈って下さい。一般質問で出ましたけれども、草を綺麗に刈っても熊は綺麗な所を歩きますよ。確かにそれは隠れる場所を少なくする意味は分かるんですよ。熊もやっぱり綺麗な所を歩きたいし、殺されたくないし、人間と一緒になんですよ。だから夜多く行動するという。これらもう少しね、実際やっている人達と協議を多く重ねることですよ。私参考までに。以上。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

8番、木村君。

◎ 8 番（木村 一）

関連して、8番木村です。ヒグマの駆除、説明資料の12ページに残雪期に許可捕獲ということは、出没した熊を捕獲するのか、冬眠している熊を捕獲するのか、その辺はどういう形で捕獲していくような体制を組むのか。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（南 一貴）

ご説明致します。取組みの仕方としましては、こちらに書いてあります通り人里隣接区域のですね、中でこちらからハンターさんに現場に出向いてもらってそれで穴熊のですね、現地に行って眠っている熊等の捕獲をやって頂くということになります。

あと山にいる熊ですね、そういう形になりますね。

◎ 議 長 (伊藤政博)

8番、木村君。

◎ 8 番 (木村 一)

冬眠している穴熊だね。残雪期だからまだ目が覚めないば出てこないから。穴探すの大変でない。その辺ベテランハンターさんは、例えば出没箇所が多い地域を重点的にチェックして、こういう所に冬眠する熊の穴があるとか、そういうことは大体重点的にチェックして把握してるんだべか。むやみやたらに山中歩いてもただ歩いているだけで、捕獲出来なかったら何も意味ないし、その辺はどういう現状でやっていくつもりなのか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

3番議員、どうぞ。

◎ 3 番 (松井盛泰)

今まで春熊の駆除ってやってなかった。何年も。だから今ボンと質問してもわかんね。ベテランのハンターだったら遠くから天気の良い時だったら、雪の色見てあそこに穴有るなどか、入ってる入ってないとか、これは以前はよく分かったものですよ。今はなかなか難しい。そういうベテランが少なくなったってこと。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

いろいろご質問頂きましてありがとうございます。ただ熊の対応策っていうのは今言われるように春熊で何十年ぶりかの再開ということで、今回特別にスタートするというので、今その穴を見つけられるのかっていう話がありました。大変難しい問題でやはりベテランハンターが現状高齢化している中で次に繋がるのか、ベテランはある程度経験ある方もいるだろうと思いますけれども、ただその後どうするかという課題ありますので、今役場職員でハンターの免許取得した方おります。この方をある程度自由についていうのはベテランハンターにある程度いろんな経験をさせて頂いてスキルアップに繋げて、将来的にはハンターの育成にも携われるというそういう環境を整備する必要があるんだろうということで、今議論している最中でありますので、そうした育成をこれから重点的に行いながら、これから熊の対応策考えていきたいなと思います。

今、いろいろご質問の中で緩衝地帯設けてもなかなか熊っていうのは笹藪だとか隠れる場所があって出没するという環境から、どんどんどんどん変わった、ほんとに見晴らしの良い環境でも現れているという状況あります。それというのはやっぱり人間の住み家と熊も住み家、だんだん人間の住み家におされてきている環境ありますので、これらを重点的にもとの熊の生活圏内に押し込むというか、そういう環境をつくるのにもハンターの活用っていうのは必ずしも必要になってくるだろうと思っていますので、それらをこれから重視しながらいろいろ対応策を考えていきたいと思っていますので、是非経験のある方はご協力をお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

8番、木村君。

◎ 8 番(木村 一)

議会カフェで、農協青年部との話の中で熊のことが出ました。上雷の青年部からです。それで報道等で熊の被害が大変多い多いということで、やはり若い農家の奥さん方が秋に乳母車で、例えば農道でもなんでも天気の良い日には散歩をしたいけど、藪の方に行けばいつ熊がいるか分からないという話なの。そういう危険性があるから、なかなか乳母車で散歩も出来ないという要望も頂きました。せっかく子育て頑張っているのに熊の警戒心ばかり気にして、そういう所に出られないということは大変な問題であるというふうに自分は認識しておりますので、せっかくヒグマ管理捕獲事業をやるんですから、その辺がしっかりとした対応を取ってもらって出来るだけ早く生息頭数の減少を狙って的確な捕獲を目指して頂きたいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他に質疑ございませんか。

5番、山田君。

◎ 5 番 (山田顕人)

同じにヒグマの関係でちょっと質問させていただきます。予算事業でね16万円見ているんですけども、一応何頭駆除する為の16万円なのかちょっとお知らせ願います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

産業振興課長。

◎ 産業振興課長 (南 一貴)

ご説明致します。今回対象事業費16万円というのは、先程補正予算でも説明しましたが、歳出の補正額は補正しておりません。財源の内訳として歳入の補正で今回8万円ということで道費を見込んでおります。実際にここっていうのは捕獲奨励金4万5千円と載せておりますが、必ずしも熊を捕れるわけではございませんので、今回はあくまでも計上させて頂いたのは、その出動謝金にかかる部分、こちらの部分をこの事業費の対象として捉えております。ただ結果例えば、捕獲奨励金、例えば今うちの方で何頭想定しているか、必ず捕れる訳でもございませんので、計画というかですね見込みとしては、例えば短期間の間でございますので、4頭程度まで捕れば良いのかなということはございますけど、ただ先程質問がありました通り、これっていうのは1990年から春熊の規制がされており、既に38年くらい経っております。現像のハンターさんで10年以上のハンターさん5名いますけど、その中で経験されている方も多分2、3名程度しかいないと思うんですよ。今回は先程の質問にも関連するんですけど、北海道としても実践の経験、春熊の捕獲活動に経験したことの無いハンターが多いということで、この北海道の事業の目的としては、ある意味ですね、今回は研修というかスキルアップを図った目的での事業の取組みでもございますので、必ず捕るという目的でもございません。だからそういった部分で今回ですね、想定としては既存予算の中の一部をこの事業費として16万円と上げさせて頂きました。ただその実績に基づいて再度補助金の関係については、北海道に追加に要請することも予算の範囲内になりますけど検討しているといった状況でございます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

5番、山田君。

◎ 5 番（山田顕人）

この内訳的なものは出勤謝金の部分だけなのかなと、そういうことで良いのかな。

◎ 産業振興課長（南 一貴）

そうですね。今の時点ではそういうことで。

◎ 5 番（山田顕人）

分かりました。

今、知内川の近場でですね、民間の方がカメラを設置して去年なんですけども、その個体でそのカメラに写ってたのが、大中小と3個の個体がいたと、別々の個体ですよ。ようは。そこに3頭もカメラに写っていたということがありましたんで、相当数いると思うんです。ただ春の穴熊の今言ってたようにベテランさんが少なくなって、その穴も見つけずらいんだというような話もしてたんですけども。相当数狙えるような状況なのかなと思うので、なるべく多く本来であれば捕獲してもらいたいなという部分があるんですけども、もう少しこう拡大出来るような考えはないんでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（南 一貴）

今回補正させて頂いた部分は、あくまでも一部事業対象としていますが、町の当初予算の既存の中では更に拡大していくような対応はそれは予算としてはもっておりますので、そういうことで進めていきたいなと思っています。

◎ 5 番（山田顕人）

分かりました。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第2号 知内町手数料徴収条例の一部改正について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第6、議案第2号、『知内町手数料徴収条例の一部改正について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

議案の34ページをご覧ください。

議案第2号、知内町手数料徴収条例の一部改正について。

知内町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

この条例につきましては、説明資料で説明しますので、説明資料7ページをご覧ください。

概要につきましては、戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令に準じて、知内町手数料徴収条例の一部を改正し、新たな手数料等を定めるものです。

内容としましては、1つ目は戸籍謄本等の広域交付です。これまで戸籍謄本や除籍謄本は本籍地のある市町村でしか取得出来ませんでした。令和6年3月1日以降どの市町村からでも取得できるようになります。この改正に伴い、戸籍の記録事項証明及び除かれた戸籍の記録事項証明という表記が「戸籍証明書・除籍証明書」に改められます。手数料は戸籍謄本等と同額です。

2つ目は、電子証明書提供用識別符号に係る発行手数料の追加です。この識別符号とは、その情報単体から特定の個人を識別できる符号として数字や英数字の羅列を想定していますが、主にパスポートの申請に使用されるものと考えています。アとして、戸籍に係る発行手数料の額は、1件につき400円。イとして除籍に係る発行手数料の額は、1件につき700円。ウとして、アとイについては、マイナポータルを利用する場合や戸籍証明書と同時に取得する場合は無料となります。

3つ目は、届書等情報内容証明書の交付等です。これは死亡届や婚姻届等町に届出のあったものは法務局に送られ法務局で保管されますが、それら戸籍の届出書の画像を電子化し、届書等情報として作成できることに伴いまして、証明書の交付及び閲覧が可能なものとして同情報を追加するものです。その証明書の交付及び閲覧に係る手数料の額は、届書その他の書類の記載事項証明書等の交付及び閲覧と同額です。施行期日は令和6年3月1日となります。尚、議案に新旧対照表を載せておりますのでご参照下さい。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、山田君。

◎ 5 番（山田顕人）

今の説明資料の7ページの内容の中の（2）のウの部分ですね。これってマイナンバーカードを持っていれば戸籍証明書だとかこの辺は無料で頂けるということで理解してよろしいでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

ご説明致します。マイナンバーカードを持ってマイナポータルというインターネットサイ

トに入ってもらって手続きして頂ければ、それは無料になるということでございます。

◎ 5 番 (山田 颯人)

サイトを利用して。分かりました。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第3号 福祉バスの購入について

◎ 議 長 (伊藤政博)

日程第7、議案第3号、『福祉バスの購入について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長 (森永 茂)

議案第3号、福祉バスの購入について。

次のとおり福祉バスを購入したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

記、1. 品名、福祉バス(寒冷地仕様、各種付属品を含む)

2. 購入価格、税込みです。3, 228万5千円。

3. 購入先、北斗市清水川142番地の5、北海道いすゞ自動車(株)函館支店、取締役支店長、中川博之。

4. 納期、契約の日から令和6年10月31日まで。

詳細につきましては、説明資料3ページをお開き願います。

事業名、福祉バス購入事業。事業概要、バス(28人乗り以上)。寒冷地仕様。各種付属品については、スタッドレスタイヤ一式、ドライブレコーダー等としております。

入札日は令和6年1月19日です。

仮契約金額、契約の相手方、指名業者につきましては記載のとおりです。

尚、表記では28人乗り以上としておりますが、現有の福祉バスの座席数、補助席含め40席と座席は変わらないものである旨申し添えます。

尚、納期の方も10月末としておりますが、早ければ8月末に納入する可能性もあるということなので、その部分お知らせさせていただきます。以上で説明を終わります。よろしくお願

い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、五十嵐君。

◎ 7 番（五十嵐捷爾）

多分そのようにしてもらえと思うんですけども、今まで通りですね、健康を維持する為に禁煙の車として頂きたいと思います。どうですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

ご説明します。勿論ですね、バスの方に喫煙の灰皿ですか、付いていませんので基本的に今と同じとおり禁煙で運用させて頂きたいと思います。

◎ 7 番（五十嵐捷爾）

ありがとうございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 閉会宣言

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、本日の日程は全部終了しました。

これにて会議を閉じます。

令和6年第1回知内町議会臨時会を閉会します。

どうもご苦労様でした。

（ 閉会 午前10時31分 ）